

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、『商業者等の高齢者福祉に特化した地域貢献（「ちばSSKプロジェクト」等）に関するガイドライン』（以下、「ガイドライン」という。）に基づく、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関し、必要な事項を定める。

(登録の条件)

第2条 ガイドライン2（2）＜登録の条件＞②の高齢者福祉に資する取組は、次の各号に該当する取組とする。

(1) 高齢者の見守りにおける次のいずれかに該当する取組で、異変を発見した場合、必要に応じて、市町村等に通報

- ①一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等に宅配サービス、配食サービス、お掃除サービス等で訪問する際の声かけ等
- ②新聞、郵便等の配達業務でポストに配達物がたまっていないか注意
- ③光熱水量の検針業務等で使用量等の異常がないか注意
- ④店舗等に頻繁に来店する高齢者への声かけ等
- ⑤その他、県が有効であると認めた取組

(2) 前項以外の高齢者福祉に資する次のいずれかに該当する取組

＜「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発＞

- ①チラシに「ちばSSKプロジェクト」のロゴを印刷する等、「ちばSSKプロジェクト」の普及啓発

＜認知症対策＞

- ②従業員等の認知症サポーター養成講座の受講
- ③認知症メモリーウォーク等、地域における認知症イベントの実行委員として協力

＜高齢者の生きがい、健康、仲間づくり＞

- ④高齢者が集う機会や場所を提供
- ⑤業務に関連した健康づくり情報を提供（例：スポーツ関係、食品関係）

＜高齢者の安心・安全＞

- ⑥電話d e 詐欺等の広報に協力（例：ポスター掲示、チラシ配布等）
- ⑦千葉県警察「運転免許を自主返納した方への優遇措置」の協賛事業・団体に参加
- ⑧過度な宅配物等があった場合、声かけ等をし、必要に応じて、市町村等に通報

＜高齢者の雇用＞

- ⑨高齢者の積極的な雇用

＜その他＞

- ⑩その他業務上、得意とする分野で、県が有効であると認めた取組

(登録の申込み)

第3条 商業者等は、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』への登録を希望する場合は、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録申込書（別記第1号様式）に事業所概要（別記第2号様式）を添付の上、県に提出するものとする。

また、「千葉県高齢者を地域で支えるネットワーク会議」構成団体からの推薦がある場合は、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録推薦書（別記第3号様式）を併せて提出するものとする。

2 県は、前項の申込みの内容がガイドライン2（2）の条件を満たし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないと判断される場合、当該申込みを承認することとし、申込者に対し、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録承認書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（1）法令その他公序良俗に反する場合

（2）特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

（3）前各号に定める場合のほか、当要領に掲げる事項に反している場合

3 県は、第1項の申込みの内容について審査した結果、承認を行わない場合には、その申込者に対し、別記第5号様式によりその旨を通知するものとする。

4 第2項の承認を受けた商業者等（以下、「登録商業者等」という。）は、当要領の内容を遵守しなければならない。

5 登録商業者等は、登録内容等に変更があった場合には、速やかに『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録内容等変更届出書（別記第6号様式）により県へ届け出るものとする。

6 登録商業者等は、登録を解除するときは、『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録解除届出書（別記第7号様式）により県へ届け出るものとする。

（登録日）

第4条 登録日は、第3条第1項の申込書が県に到達した日の翌々月の初日（土、日曜日、祝日及び年末年始を除く）とする。

（登録の解除）

第5条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合、登録を解除することとする。

（1）第3条第6項の届出があった場合

（2）第3条第2項に定める承認後に、同条同項各号のいずれかに該当する場合

（3）特段の事情がないにもかかわらず、第3条第4項各号に掲げる事項が遵守されない場合

（登録ステッカーの交付）

第6条 県は、登録商業者等から『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録ステッカー交付申請書（別記第9号様式）の提出があった場合、登録ステッカー（別記第10号様式）を交付する。

2 登録商業者等は、登録ステッカーの使用に関し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）見守り等を実施する店舗等の一般の住民の目につく位置に掲示すること。

（2）登録ステッカーの複製や内容の変更及び他人に譲渡・貸与するなどの行為を

してはならないこと。

(3) 登録が解除となったときは、速やかに県に返却すること。

(費用負担)

第7条 『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に伴って発生する一切の費用及び損害は、登録商業者等が負担する。

(免責)

第8条 本事業に関連して登録商業者等と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、県の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、県は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第9条 この要領の内容は、必要に応じ、登録商業者等の事前承諾を得ることなく、変更することがある。

(協議解決)

第10条 この要領に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、県と登録商業者等が別途協議の上、速やかにこれを解決するものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成29年1月26日から施行する。

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録申込書

年 月 日

千葉県知事 様

(申込者の所在地)

(氏名又は名称及び代表者職氏名)

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関する要領に基づき、下記のとおり登録を申し込みます。

高齢者の 見守りの 取組		
得意分野等 の取組		
取組地域		
おおよその 見守り対象 高齢者数	※見込みでよい。(記入例:「100人程度」等)	
担当者 (連絡先)	住所 〒	
	部署/担当者	
	TEL	FAX
	E-mail	

事業所概要

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
事業内容	
事業エリア	
従業員数	
その他	

第3号様式

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録 推薦書

千葉県知事 様

下記の事業所を、「ちばSSKプロジェクト」協力登録店として推薦します。

記

事業所名	
代表者名	
事業所所在地	
理由	

(年号) 年 月 日

団体名

代表者名

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録承認書

年 月 日

(申込者の所在地)

(氏名又は名称及び代表者職氏名) 様

千葉県知事

年 月 日付で申込みのあった『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録の申込みについては、次のとおり承認します。

登録番号	
登録日	年 月 日
高齢者の見守りの取組	
得意分野等の取組	
留意事項	

(連絡先)

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

電話 043-223-2328

FAX 043-227-0050

E-mail kourei8@mz.pref.chiba.lg.jp

第5号様式

高 第 号
年 月 日

(申込者の所在地)
(氏名又は名称及び代表者職氏名) 様

千葉県知事

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録について（通知）

年 月 日付けで申込みのあったこのことについて、下記理由により非承認となりましたので通知します。

記

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録内容等変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

(申込者の所在地)

(氏名又は名称及び代表者職氏名)

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関する要領に基づき、登録の承認を受けた事項について、下記のとおり変更することを届け出ます。

登録番号		
高齢者の見守りの取組		
得意分野等の取組		
取組地域		
おおよその見守り対象高齢者数	※見込みでよい。(記入例:「100人程度」等)	
担当者(連絡先)	住所 〒	
	部署/担当者	
	TEL	FAX
	E-mail	

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録解除届出書

年 月 日

千葉県知事 様

(申込者の所在地)

(氏名又は名称及び代表者職氏名)

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関する要領に基づき、登録の承認を受けた事項について、下記のとおり解除することを届け出ます。

登録番号			
解除年月日			
解除理由			
担当者 (連絡先)	住所 〒		
	部署／担当者		
	TEL	FAX	
	E-mail		

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』登録ステッカー交付申請書

年 月 日

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長 様

(申込者の所在地)

(氏名又は名称及び代表者職氏名)

『「ちばSSKプロジェクト」協力店』の登録に関する要領に基づき、下記のとおり登録ステッカーの交付を申請します。

登録番号		
掲示場所	(店舗等名称)	
	(所在地)	
	(掲示場所) (例：店舗入口)	
担当者 (連絡先)	住所 〒	
	部署／担当者	
	TEL	FAX
	E-mail	



※ステッカーのサイズは 縦200ミリメートル×横140ミリメートル